

利用料金表

(坂東デイサービスセンター)

(介護予防)通所介護費 + 加算サービス費 + 食費 = 自己負担

※(介護予防)通所介護費と加算サービス費は、介護保険適用。介護保険負担割合証に記載してある利用者負担割合にしたがって、1割または2割、3割負担となります。

通常規模型通所介護費 (1日あたり)

※1単位=10.14円(7級地)

介護度	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上
	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満
要介護1	368単位	386単位	567単位	581単位	655単位	666単位
要介護2	421単位	442単位	670単位	686単位	773単位	787単位
要介護3	477単位	500単位	773単位	792単位	883単位	911単位
要介護4	530単位	557単位	876単位	897単位	1018単位	1036単位
要介護5	585単位	614単位	979単位	1003単位	1142単位	1162単位

※令和3年4月から9月末までの間、それぞれの単位に1/1000を加算

加算サービス費 (1日あたり)

※1単位=10.14円(7級地)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	介護福祉士の割合が50%以上
入浴介助加算(Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)40単位 (Ⅱ)50単位	入浴介助を行う場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%に相当する単位数	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1.2%に相当する単位数	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/6月	口腔栄養スクリーニングを行う場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位/回	所定の個別機能訓練を行う場合

減算

※家族送迎等で事業所が送迎を実施しない場合、片道につき 47 単位

食費 (1日あたり)

食費 (昼食代およびおやつ代)	550円
-----------------	------

第一号通所事業(指定介護予防通所介護相当サービス) (1ヵ月あたり) ※1単位=10.14円(7級地)

要支援1	1,647単位	要支援2	3,377単位
------	---------	------	---------

加算サービス費 (1ヵ月あたり)

※1単位=10.14円(7級地)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(要支援1)72単位	(要支援2)144単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%に相当する単位数	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の1.2%に相当する単位数	
科学的介護推進体制加算	40単位	
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/6月	口腔栄養スクリーニングを行う場合

食費 (1日あたり)

食費 (昼食代およびおやつ代)	550円
-----------------	------